医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案 参照条文 目次

0 0	\circ	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(抄) ―――――――――――――――――――――――――――――――――――	署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)(抄)	健康增進法(平成十四年法律第百三号)(抄) ———————————————————————————————————	厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)(抄) ———————————————————————————————————	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)(抄) ———————————————————————————————————	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)(抄)	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)(抄)	住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(抄)———————————————————————————————————	登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(抄) ———————————————————————————————————	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)(抄) ———————————————————————————————————	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)(抄) ———————————————————————————————————	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)(抄) ———————————————————————————————————	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)(抄) ———————————————————————————————————	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)(抄) ———————————————————————————————————	社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)(抄) ———————————————————————————————————	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄) ———————————————————————————————————	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)(抄)	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)(抄) ———————————————————————————————————	健康保険法(大正十一年法律第七十号)(抄) ———————————————————————————————————	B男化医科月の河上は、 ダミ 自分 現代で ほうてん のの 原化 医光管 の一音では ユース・光神学 一巻月 シストード

○ 健康保険法 (大正十一年法律第七十号) (抄)

目次

第一章~第五章 (略)

第六章 保健事業及び福祉事業 (第百五十条)

第七章~第十一章 (略)

附貝

(定義)

第三条 (略)

2~6 (略)

を維持するもの

7 この法律において「被扶養者」とは、 姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、子、孫及び兄弟姉妹であって、主としてその被保険者により生計 被保険者(日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。)の直系尊属、 次に掲げる者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。 配偶者 (届出をしていないが、事実上婚

生計を維持するもの 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により

に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、その被保険者と同一の世帯

生計を維持するもの 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、 引き続きその被保険者と同一 の世帯に属し、主としてその被保険者により

8~10 (略

(報告の徴収等)

第七条の三十八 厚生労働大臣は、 協会について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職

員をして協会の事務所に立ち入って関係者に質問させ、 若しくは実地にその状況を検査させることができる。

- 2 しなければならない。 前項の規定によって質問又は検査を行う当該職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 かつ、 関係者の請求があるときは、 これを提示
- 3 第一項の規定による権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(療養の給付)

第六十三条 被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

- 一診察
- 一 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 2 (略)

3

- 定するものから受けるものとする。 第一項の給付を受けようとする者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、 自己の 選
- 除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。)又は薬局(以下 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所(第六十五条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その 「保険薬局」という。)
- 特定の保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であって、 当該保険者が指定したもの
- 二 健康保険組合である保険者が開設する病院若しくは診療所又は薬局

4~7 (略)

(療養の給付に関する費用)

第七十六条 (略)

- 2 項の療養の給付に要する費用の額は、 厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする。
- 3 る療養の給付に関する第一項の療養の給付に要する費用の額につき、 保険者は、 厚生労働大臣の認可を受けて、保険医療機関又は保険薬局との契約により、 前項の規定により算定される額の範囲内において、 当該保険医療機関又は保険薬局において行われ 別段の定めをす

ることができる。

(薬価調査等についての厚生労働大臣の権限)

を行うことができる。 厚生労働大臣は、 前条第二項の定めのうち薬剤に関する定めその他厚生労働大臣の定めを適正なものとするため、 必要な調査

(入院時食事療養費)

第八十五条 第三項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要し 被保険者(特定長期入院被保険者を除く。以下この条において同じ。)が、厚生労働省令で定めるところにより、 第六十三条

2~8 (略)

た費用について、

入院時食事療養費を支給する。

9 は、 第六十四条、第七十条第一項、 第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所から受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。 第七十二条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十八条及び前条第一項の規定

(入院時生活療養費)

第八十五条の二 特定長期入院被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所のうち自 る。 己の選定するものから同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、入院時生活療養費を支給す

2~4 (略)

5 び前条第五項から第八項までの規定は、第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所から受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療 養費の支給について準用する。 第六十四条、 第七十条第一項、 第七十二条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十八条、第八十四条第 一項及

保険外併用療養費)

第八十六条 医療機関等」と総称する。)のうち自己の選定するものから、 被保険者が、 厚生労働省令で定めるところにより、 第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局 評価療養、 患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した (以 下

費用について、保険外併用療養費を支給する。

- 2 · 3 (略)
- らに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。 四条第一項及び第八十五条第五項から第八項までの規定は、 第六十四条、 第七十条第一項、 第七十二条第一項、 第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十七条、 保険医療機関等から受けた評価療養、 患者申出療養及び選定療養並びにこれ 第七十八条、
- 5 (略)

(訪問看護療養費)

第八十八条 要な診療の補助(保険医療機関等又は介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十九項に規定する介護 医療院によるものを除く。 に適合していると認めたものに限る。)に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必 は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準 一という。)を受けたときは、 被保険者が、厚生労働大臣が指定する者 以下「訪問看護」という。)を行う事業をいう。)を行う事業所により行われる訪問看護 その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。 。 以 下 「指定訪問看護事業者」という。)から当該指定に係る訪問看護事業 (以 下 「指定訪問看

- 2 (略)
- 4 \ 13 3 指定訪問看護を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、自己の選定する指定訪問看護事業者から受けるものとする。 (略)
- 2 第百五十条 導(以下この項及び第百五十四条の二において「特定健康診査等」という。)を行うものとするほか、 のとする。 等」という。) 保険者は、 健康教育、 保険者は、 の自助努力についての支援その他の被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。 健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者及びその被扶養者(以下この条において「被保険者 項の事業を行うに当たっては、 高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指 高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の情報を活用し、 特定健康診査等以外の事業であっ 適切かつ有効に行うも
- 3~7 (略)

(基金等への事務の委託)

準用する場合を含む。 一百五条の四 十九条において準用する場合を含む。 保険者は、 同号において同じ。)に規定する事務のほか、次に掲げる事務を基金又は国保連合会に委託することができる。用する場合を含む。第一号において同じ。)及び第八十八条第十一項(第百十一条第三項及び第百四十九条におい 第七十六条第五項 (第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、 (第百十一条第三項及び第百四十九条において 第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百

一・二 (略)

険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務 第四章の規定による保険給付及び第五章第三節の規定による日雇特例被保険者に係る保険給付の支給、第百五十五条の規定による保

2 (略

第二百十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、 五十万円以下の罰金に処する。

- 職員が行うものを除く。)に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者 第百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による徴収職員 の質問 (協会又は健康保険組合
- うものを除く。)を拒み、妨げ、 第百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による検査 若しくは忌避し、 又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者 (協会又は健康保険組合の 職 質員が行

第二百十四条 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。 従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、 人に対しても、 を含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の 各本条の罰金刑を科する。 第二百八条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は

2 (略

○ 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)(抄)

目次

第一章~第八章 (略)

第九章 罰則(第百五十六条—第百六十一条)

附則

() () ()

第二条 (略)

くは同条各号のいずれかに該当する者であって同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの 保険者になった者をいう。 ある被保険者を除く。)であったもののうち、 除く。)の資格を喪失した者であって、喪失の日の前日まで継続して二月以上被保険者(疾病任意継続被保険者又は国家公務員共済組合 高齢者医療の被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律 この法律において「疾病任意継続被保険者」とは、 員被保険者を除く。 (昭和三十三年法律第百二十八号) 若しくは地方公務員等共済組合法 以下「後期高齢者医療の被保険者等」と総称する。)である者は、この限りでない。 ただし、健康保険の被保険者(同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。以下同じ。 健康保険法 船舶所有者に使用されなくなったため、被保険者 (昭和五十七年法律第八十号) 第五十条の規定による被保険者をいう。) 若し (大正十一年法律第七十号) による全国健康保険協会に申し出て、 (昭和三十七年法律第百五十二号) に基づく共済組合の組合員で (独立行政法人等職員被保険者を (独立行政法人等) 又は後期 継続して被

3~8 (略)

9

- この法律において「被扶養者」とは、 被保険者(後期高齢者医療の被保険者等である者を除く。以下この項において同じ。)の直系尊属、 次に掲げる者をいう。 ただし、 後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。 配偶者 (婚姻の届出をしていな
- を維持するもの が、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、孫及び兄弟姉妹であって、主としてその被保険者により生計
- 生計を維持するもの 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであって、 その被保険者と同一の世帯に属し、 主としてその被保険者により
- の世帯に属し、 被保険者の配偶者で婚姻の 主としてその被保険者により生計を維持するもの 届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、 その被保険者と同
- 生計を維持するもの 前号の 配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、 引き続きその被保険者と同 の世帯に属し、 主としてその被保険者により

(管掌)

第四条 船員保険 は、 健康保険法による全国健康保険協会 (以 下 「協会」という。 が、 管掌する。

2 (略

(不正利得の徴収等)

第四十七条 (略)

- 保険医療機関をいう。以下同じ。)において診療に従事する保険医 ずることができる。 法第八十八条第一項に規定する主治の医師が、協会に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであ 前項の場合において、 協会は、 当該船舶所有者、 船舶所有者が虚偽の報告若しくは証明をし、 保険医又は主治の医師に対し、 (同法第六十四条に規定する保険医をいう。以下同じ。) 若しくは同 保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命 又は保険医療機関 (健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する
- 3 関する費用の支払又は第六十一条第四項(第六十二条第四項及び第六十三条第四項において準用する場合を含む。)、第六十五条第六項 しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額 看護事業者 を支払わせることができる。 (第七十八条第三項において準用する場合を含む。) 若しくは第七十六条第四項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若 協会は、保険医療機関若しくは保険薬局(健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。)又は指定訪問 (同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)が偽りその他不正の行為によって療養の給付に

(診療録の提示等)

第四十九条 (略)

- 問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該保険給付に係る診 は当該職員に質問させることができる。 厚生労働大臣は、 調剤又は指定訪問看護 必要があると認めるときは、 (健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。 療養の給付又は入院時食事療養費、 入院時生活療養費、 以下同じ。)の内容に関し、 保険外併用療養費、 報告を命じ、又
- 3 一項の規定による質問を行う当該職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 カゝ つ、 関係者の請求があるときは、 これを提示しなけれ
- 第一項及び第二項の規定による権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(療養の給付)

第五十三条 被保険者又は被保険者であった者の給付対象傷病に関しては、 次に掲げる療養の給付を行う。

- 一彩雾
- 一 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給
- 2 (略
- 3 第一項の給付対象傷病は、 次の各号に掲げる被保険者又は被保険者であった者の区分に応じ、 当該各号に定める疾病又は負傷とする。
- 一 次号に掲げる者以外の被保険者 職務外の事由による疾病又は負傷
- 当該疾病又は負傷について下船後の療養補償を受けることができるものに限る。) 後期高齢者医療の被保険者等である被保険者 雇入契約存続中の職務外の事由による疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病
- 三 被保険者であった者。被保険者の資格を喪失する前に発した職務外の事由による疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病
- 4·5 (略)
- 所又は薬局のうち、 第一項第一号から第五号までに掲げる給付を受けようとする者は、 自己の選定するものから受けるものとする。 厚生労働省令で定めるところにより、 次に掲げる病院若しくは診療
- 一保険医療機関又は保険薬局
- 船員保険の被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であって、 協会が指定したもの
- / (略)

(入院時食事療養費)

ら同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、入院時食事療養費を支給する。 定する給付対象傷病に関し、 被保険者又は被保険者であった者 厚生労働省令で定めるところにより、 (特定長期入院被保険者等を除く。 同条第六項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものか 以下この条において同じ。)が、第五十三条第三項に規

2~6 (略)

7 第五十八条第三項及び前条第一項の規定は、 事療養費の支給について準用する。 健康保険法第六十四条、 第七十三条、第七十六条第四項から第六項まで及び第七十八条の規定並びに第五十三条第五項、 第五十三条第六項各号に掲げる病院又は診療所から受けた食事療養及びこれに伴う入院時食 第五十四条、

(入院時生活療養費)

第六十二条 費用について、 六項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した 特定長期入院被保険者等が、第五十三条第三項に規定する給付対象傷病に関し、厚生労働省令で定めるところにより、 入院時生活療養費を支給する。 同条第

2 · 3 (略)

生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。 第五十八条第三項、 健康保険法第六十四条、 第六十条第一項及び前条第四項から第六項までの規定は、 第七十三条、第七十六条第四項から第六項まで及び第七十八条の規定並びに第五十三条第五項、 第五十三条第六項各号に掲げる病院又は診療所から受けた 第五十四条、

(保険外併用療養費)

第六十三条 被保険者又は被保険者であった者が、第五十三条第三項に規定する給付対象傷病に関し、厚生労働省令で定めるところにより 療養、 同条第六項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局 患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。 (以下「保険医療機関等」と総称する。) のうち自己の選定するものから、

2 · 3 (略)

第五十八条第三項、第六十条第一項及び第六十一条第四項から第六項までの規定は、 及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。 健康保険法第六十四条、 第七十三条、 第七十六条第四項から第六項まで及び第七十八条の規定並びに第五十三条第五項、 保険医療機関等から受けた評価療養 患者申出療養 第五十四条、

5 (略)

(訪問看護療養費)

第六十五条 (略)

- 2 (略
- 3 12 指定訪問看護を受けようとする者は、 略 厚生労働省令で定めるところにより、 自己の選定する指定訪問 看護事業者から受けるものとする。
- 第百十一条 二号及び第三号において「被保険者等」という。)の自助努力についての支援その他の被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業 びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者、 を行うように努めなければならない。 (以下「特定健康診 高齢 「査等」という。)を行うものとするほか、特定健康診査等以外の事業であって、健康教育、 .者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健 被保険者であった者及びこれらの被扶養者 (以下この条並びに第百五十三条の十第一項 健康相談及び健康診査並
- 2 とする。 協会は、 前項の事業を行うに当たっては、 高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の情報を活用し、 適 切 か つ有効に行うもの
- 3~6 (略)

基金等への事務の委託

第百五十三条の十 百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金 において準用する同法第八十八条第十一項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金法 第六十二条第四項及び第六十三条第四項において準用する健康保険法第七十六条第五項並びに第六十五条第十二項及び第七十八条第三項 第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。 協会は、 第五十九条 (第七十六条第六項において準用する場合を含む。 (附則第七条において「基金」という。) 又は国民健康保険法 第一号において同じ。)、第六十一条第七 (昭和三十三年法律第百九 (昭和二十三年法律第

·二 (略)

2

略

のとされた同法第四条の規定による改正前のこの法律の規定による保険給付の支給その他の厚生労働省令で定める事務に係る被保険者 第四章の規定による保険給付の支給、 に係る情報の利用又は提供に関する事務 一項の規定による遺族前払一 時金の支給、 第百十四条の規定による保険料の徴収、 雇用保険法等の 部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるも 附則第五条第一 項の規定による障害前払 時金又は同

第百五十八条 金に処する。 又は同項の規定による当該職員の質問に対して、 被保険者又は被保険者であった者が、 第四十九条第二項の規定により、 正当な理由がなくて答弁をせず、 報告を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず 若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の

第百六十条 を含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従 人に対しても、 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの 各本条の罰金刑を科する。 人又は人の業務又は財産に関して、 第百五十六条又は前条の違反行為をしたときは、 (以下この条において「人格のない社団等」という。) 行為者を罰するほか、その法人又は

2

 \bigcirc 融機 関の信 託 業務 の兼営等に関する法律 (昭和十八年法律第四十三号)

第 の認可を受けて、信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する信託業及び次に掲げる業務 以下「信託業務」という。)を営むことができる。 銀行その他の金融機関(政令で定めるものに限る。 以 下 「金融機関」という。)は、 他の法律の規定にかかわらず、 (政令で定めるものを除 内閣総理大臣

信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業

託受益権の売買等をいう。)を行う業務をいう。 信託受益権売買等業務 (信託受益権の売買等(金融商品取引法 次条第三項及び第四項において同じ。 (昭和二十三年法律第二十五号) 第六十五条の五第一項に規定する信

方法により管理を行うものに限る。) 財産の管理(受託する信託財産と同じ種類の財産について、 次項の信託業務の種類及び方法に規定する信託財 産 一の管理の方法と同じ

財産に関する遺言の

会計の検査

六 五 四 財産の取得、 分又は .貸借に関する代理又は媒介

七 次に掲げる事項に関する代理事務

イ 第三号に掲げる財産 0 管理

口 財産の整理又は 清算

ハ 債権の取立 債務の履行 7

2 3 (略)

 \bigcirc 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)

第一 一百九十一条の七 広域計画は、 第二百九十一条の二第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき(変更されたとき 広域連合は、 当該広域連合が設けられた後、 速やかに、 その議会の議決を経て、 広域計画を作成しなければならない。

3 を含む。)その他これを変更することが適当であると認められるときは、 変更することができる。

広域連合は、 広域計画を変更しようとするときは、 その議会の議決を経なければならない。

広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、 広域計画に基づいて、 その事務を処理するようにしなければならない。

めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、 当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、 当該広域計画の実施に関し必要な措置を

講ずべきことを勧告することができる。

6

5

て報告を求めることができる。 広域連合の長は、 前項の規定による勧告を行つたときは、 当該勧告を受けた地方公共団体に対し、 当該勧告に基づいて講じた措置につ

 \bigcirc 社会保険診療報酬支払基金法 (昭和二十三年法律第百二十九号)

第 民健 康保険組合、 会保険診療報酬支払基金 後期高齢者医療広域連合、 (以 下 「基金」という。 法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団 は、 全国健康保険協会若しくは健康保険組合、 都道府県及び市町村若しくは (以下「保険者」という。

療保険各法等の規定により行う事務を行うことを目的とする。 付及びこれに相当する給付に係る医療を担当する者(以下「診療担当者」という。)に対して支払うべき費用 者の医療の確保に関する法律をいう。 の迅速適正な支払を行い、 医療保険各法等 (高齢者の医療の確保に関する法律 併せて診療担当者から提出された診療報酬請求書の審査を行うほか、 以下同じ。)の規定に基づいて行う療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、療養の給 (昭和五十七年法律第八十号)第七条第一項に規定する医療保険各法又は高齢 保険者の委託を受けて、 (以 下 「診療報酬」という 保険者が医

第三条 基金は、主たる事務所を東京都に、従たる事務所を各都道府県に置く。

2 基金は、前項に定めるものの外、 必要の地に従たる事務所の出張所を置くことができる。

第五条 轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所に必要な事項を登記しなければならない。 基金は、 政令の定めるところにより、 主たる事務所、 従たる事務所及びその出張所の所在地において、その事務所又は出張所を管

2 (略)

第十二条 基金の従たる事務所及びその出張所に幹事を置く。

2 任する。 幹事は、 保険者を代表する者、 被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者につき、 理事長が各々同数を選

3 理事長が、 前項の幹事を選任しようとするときは、 第十条第三項及び第四項の規定を準用する。

第十三条 前条の幹事のうち、一人を幹事長とする。

2 幹事長は、理事長が、これを選任及び解任するものとする。

3 幹事長は、 定款の定めるところにより、 従たる事務所及びその出張所の業務に関 Ļ 切 の裁判上及び裁判外の行為をする権限を有す

第十五条 基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

国民健康保険にあつては、 各保険者(国民健康保険法 市町村。 (昭和三十三年法律第百九十二号) 第六号及び第七号を除き、 以下この項において同じ。)から、 の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行 毎月、その保険者が過去三箇月に

額 の費用を要し た月 0 診 |療報酬の政令で定める月数分に相当する金額の委託を受けること。

0 提 提 出する診療 出 問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支払及び審査を行うこと。 する診 **診療報酬** 報酬 請 求書の審査 書に対して、 (その審査について不服の申出があつた場合の再審査を含む。 厚生労働大臣の定めるところにより算定したる金額を支払うこと。 以下同じ。

五~九 (略)

の 五 十号) 関する法律第八十四条第四 会生活を総合的に支援するための法律 成六年法律第百十七号) びに母子保健法 するための法律第七十三条第四項又は難病の患者に対する医療等に関する法律第二十五条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬 の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、 対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、 活保護法第五十三条第四項、 若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、 法律第百十四号) 第四十条第五項、 法律第百六十八号) 第百六十四号) 第五十八条の十五の規定により、 の二十九第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一並びに母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。)、 求することが 一十六年法律第五十号) 第八十四条第三項、 般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、 前項に定める業務のほ 祉 0 第十九条の二十第三項 給 に (昭和四十年法律第百四十一号) 関する法律 できる診療報酬 与等に関する法律 第十五条第三項 第十五条第三項若しくは第二十条第一項、 項 石綿による健康被害の救済に関する法律 第二十五条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者 戦傷病者特別援護法第十五条第四項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に 昭 石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項、 和 \mathcal{O} 額の 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 一十五年法律第百二十三号) (昭和二十七年法律第二百六十六号) (第二十条第三項において準用する場合を含む。 生活保護法 これらの条に規定する審査、 (同法第二十一条の二、第二十一条の五の二十九第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一並 (平成十七年法律第百二十三号) 第七十三条第三項又は難病の患者に対する医療等に関する法律 審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、 第二十条第七項において準用する場合を含む。)、戦傷病者特別援護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十三条第三項、 第二十九条の七又は麻薬及び向精神薬取締法 児童福祉法第十九条の二十第四項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときにおいて (平成十八年法律第四号) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観 第二十二条第三項の規定により、)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 その支払に必要な事務を行うことができる。 第十四条第一項、 (同法第二十一条の二、第二十一条 児 療養を担当する者が国に対し 童 福祉 昭 障害者の日常生活及び社 意見を述べ、また、 和 (平成十五年法律第百 並びに精神保 二十八年法律第十 (昭和二十二年法律 般疾病医療機 (昭和三十八年 (平成十年 体健及び 関

も、同様とする。

3 年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。 事務を行うことができる。 が行う医療に関する給付であつて厚生労働大臣の定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する 基金は、前二項に定める業務の遂行に支障のない範囲内で、 国 以下同じ。) 都道府県、 の委託を受けて、国、 市町村又は独立行政法人(独立行政法人通則法 都道府県、 市町村又は独立行政法人

- 4 (略)
- 5 基金は、第一項第九号に掲げる業務を行おうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

基金は、前条第一項第三号及び第四号、 第二項並びに第三項の審査 (厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査を除く。)を

- 2 れ幹事長が委嘱するものとし、 審査委員会の委員は、診療担当者を代表する者、保険者を代表する者及び学識経験者のうちから、定款の定めるところにより、 その数は、 診療担当者を代表する者及び保険者を代表する者については、それぞれ同数とする。
- 3 (略

行うため、従たる事務所ごとに、

審査委員会を設けるものとする。

第十七条 求めることができる。 基金の従たる事務所の幹事は、 審査委員会に出席して、審査に関して意見を述べ、必要ある場合には、 審査の内容につき説明を

審査委員、 役員、幹事若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、 職務上知得した秘密を故なく漏らしてはならない。

第二十一条 (略)

2 二項中「幹事長」とあるのは 第十六条第二項及び第三項並びに第十七条から前条までの規定は、特別審査委員会について準用する。この場合において、第十六条第 「理事長」と、 第十七条中「従たる事務所の幹事」とあるのは 「理事」と読み替えるものとする。

弗二十五条 (略)

2 ればならない。 基金は、 前項の規定により厚生労働大臣に提出した財産目録及び事業状況報告書を公告し、 かつ、これらを各事務所に備えて置かなけ

第二十六条 担させるものとする。 まで並びに同条第二項及び第三項に規定する業務に関する事務の執行に要する費用を、 基金は、各保険者 (第十五条第二項及び第三項の場合においては国、 都道府県又は市町村)に、 その提出する診療報酬請求書の数を基準として負 同条第一項第一号から第四号

第三十二条 (略)

2 務を、基金の業務として行つたときもまた同様とする。 基金の理事長、理事若しくは監事又はその従たる事務所若しくはその出張所の幹事長若しくは幹事が、第十五条に規定されていない業

第三十四条 て発する命令に違反して、 基金の理事長、 理事若しくは監事又はその従たる事務所若しくはその出張所の幹事長又は幹事が、この法律又はこの法律に基 登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたときは、二十万円以下の過料に処する。

2 (略)

○ 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)(抄)

目次

第一章~第七章 (略)

第八章 高齢の教職員等に係る特例(第三十九条―第四十五条)

第九章 雜則 (第四十六条—第四十九条)

十章 罰則(第五十条—第五十二条)

附則

国家公務員共済組合法の準用)

第二十五条 五号から第七号までを除く。)、第四章 この節に規定するもののほか、 (第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十五条第一項、第四十九条から第五十一条ま 短期給付及び退職等年金給付については、国家公務員共済組合法第二条 (第一項第一号及び第

除く。 条第一 表第 務障害年金」とあるのは 標準報酬の日額」とあるの 職務遺族年金」と、 附則第十二条第一 第五項、 任意継続組合員」とあるのは 項を除く。 第六十八条の二、)及び第五 項、 の規定を準 第七十九条の げ る同 第五十五条第一 法 項から第五項まで及び第八項の規定を除く。 一用する。 第百十一条第 項、 0 規 「組合」とあり、 第六十八条の三、 第六十七条第三項、 四第一項第一号、 定 中 「職務障害年金」と、 項第 この場合におい は 同 表 「標準報酬日額」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、 (T) 「任意継続加入者」と、 一号及び第二号、 項及び第三項、 中 -欄に 及 び 第八十四条第三項、 掲げる字句 第三節第 て、 第七十五条第一項、 「連合会」とあるのは これらの規定 「組合員期間」とあるのは 第五十九条第三項第二号、 第百十二条、 は、 款及び第一 それぞれ 「特例退職組合員」とあるのは 第九十条第三項、) 中 (同法第二条第一項第二号 款、 第二項及び第四項、 第百二十六条の五、 同 「事業団」 表の下に 第七十 「組合員」とあるのは「加入者」と、「公務遺族年金」とあるのは 欄 兀 「加入者期間 と 第六十一条第二項、 条、 第九十七条第一項、 掲げる字句に 第七十 「標準報酬の月額」とあるのは 第七十八条第二項及び第五項、 附則第十二条、 <u>구</u> 九条の三第五 「特例退職加入者」と読み替えるほか、 と、 読 ロ及び 「公務傷病」とあるの み 替えるもの 第六十四条、 第百二十六条の五第五項第四号並びに 「公務」 附則第十三条、 項、 ハ以外の部分に限る。)、 とあ とする。 九十六条並 第六十六条第二項 るの 「標準報酬月額」と、 第七十九条第二項及び 附則第十四条並びに別 は は 一びに第九十七条第 「職務傷病」と、 職務」と、 次の (各号を 表の

(略)	る。)	第二条第一項第二号(イ、ロ及びハ以外の部分に限			
(略)		組合員			
(略)	項に規定する加入者をいう 。以下同じ。)	加入者(私立学校教職員共済法第十 四条第一			

(福祉事業)

業団 は、 加 入者の 福 祉を増進するため、 次に掲げる福利及び厚生に関する事業を行う。

- 自助努力についての支援その の号及び第四項におい 第三十五条第三 者の 医 療 \mathcal{O} 頭に 確 保に関する法律第一 おい て て「特定健康診査等」という。 「加入者等」という。 他の加入者等の 一十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指 健康の)の健康教育、 保持増進の)並びに特定健康診査等以外の事業であつて加入者及びその被扶養者 ため 健康相談及び健康診査 ĺΞ 必要な事 並 びに健康管理及び疾病の予防に係る加入者等 (以下この号及
- 一 加入者の保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- 四 加入者の貯金の受入れ又はその運用

三

八者の

利

用

に供する

財

産

取

管理又は貸

五 加入者の臨時の支出に対する貸付け

六 加入者の需要する生活必需物資の供給

七 その他加入者の福祉の増進に資する事業で共済規程で定めるもの

2 る。 事業団 は、 加入者であつた者の福祉を増進するため、 前項各号に掲げる事業に準ずる事業であつて政令で定めるものを行うことができ

3 つ有効に行うものとする。 事業団は、 第一 項第一号に掲げる事業を行うに当たつては、 高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の情報を活用し、 適切か

4・5 (略)

第四十三条から第四十五条まで 削除

(報告の請求及び検査)

9四十六条 (略)

当該職員をして当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所について、 二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十八条第二項に規定する訪問看護事業所をいう。以下この項において同じ。)の看 問看護事業者をいう。 護師その他の従業者であつた者に対し、その行つた訪問看護療養費若しくは家族訪問 あると認めるときは、 |類その他の物件を検査させることができる。 文部科学大臣は、 事業団 以下この条において同じ。)若しくは指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所 指定訪問看護事業者(第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十六条の二第 \mathcal{O} 訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費に関する短期給付についての費用の支払の適正化を図るため必要が 当該指定訪問看護事業者の同意を得て、 看護療養費の支給に関して必要な報告を求め、 一項に規定する指定訪 実地に帳簿 又は

3 (略

(社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託

第四 払基金又は国民健康保険法 十七条の三 事業団は、 次に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金法 (昭和三十三年法律第百九十二号) 第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することがで (昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支

·二 (略)

項に規定する短期給付の支給その他の文部科学省令で定める事務に係る加入者等に係る情報の利用又は提供に関する事

2

第五十二条 第四十七条の四の規定に違反して秘密を漏らし、 又は盗用した者は、 一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

 \bigcirc 国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第百二十八号)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (定義)

(略)

ないもの(以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。)を除く。)で主として組合員 のを除く。以下この号において同じ。)の収入により生計を維持するものをいう。 規定による被保険者をいう。)及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者となら 被扶養者 次に掲げる者(後期高齢者医療の被保険者 (高齢者の医療の確保に関する法律 (短期給付に関する規定の適用を受けないも (昭和五十七年法律第八十号) 第五十条の

組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のも

の父母及び子で、 組合員の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるそ 組合員と同一の世帯に属するもの

2 \(\) (略)

第四十条 (略

2

3 項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし 律第七十号)第四十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、前 当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額は、 短期給付等事務に関する前項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法 同条の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬 (大正十一年法

月額を超えてはならない。

療養の給付)

第五十四条 組合は、 組合員の公務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行う。

診察

薬剤又は治療材料の支給

三 処置、 手術その他の治療

居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五四 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2

療養の機関及び費用の負担

第五十五条 組合員は、 前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、 次に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。

組合又は連合会の経営する医療機関又は薬局

する給付を行うものの組合員及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の 加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)を含む。)に対し療養を行う医療機関又は薬局で組合員の療養について組合が契約 組合員(地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合 ているもの (以 下 地方の組合」という。)で療養の給付に相当

保険医療機関又は保険薬局 (健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。 以下同じ。)

(入院時食事療養費)

第五十五条の三 用について入院時食事療養費を支給する。 項各号に掲げる医療機関から第五十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて食事療養を受けたときは、 組合員 (特定長期入院組合員を除く。 以下この条において同じ。)が公務によらない病気又は負傷により、 その食事療養に要した費 第五十五条第

2~6 (略)

(入院時生活療養費)

第五十五条の四 項第五号に掲げる療養の給付と併せて生活療養を受けたときは、 特定長期入院組合員が公務によらない病気又は負傷により、 その生活療養に要した費用について入院時生活療養費を支給する。 第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から第五十四条第

2 (略)

3 前条第三項から第六項までの規定は、 入院時生活療養費の支給について準用する。

(保険外併用療養費)

第五十五条の五 」という。)から評価療養、 組合員が公務によらない病気又は負傷により、 患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。 第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局 (以 下 「保険医療機関等

2~4 (略)

(訪問看護療養費)

第五十六条の二 認めたときは、 訪問看護事業者」という。)から同項に規定する指定訪問看護 組合員が公務によらない病気又は負傷により、 その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。 健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者 (以下「指定訪問看護」という。)を受けた場合において、 組合が必要と (以 下

2~7 (略)

(家族療養費)

第五十七条 (略)

2~6 (略)

第五 十五条の三第六項並びに第五十六条第一 項及び第二項の規定は、 家族療養費の支給について準用する。

8 9 (略) 7

、家族訪問看護療養費

第五十七条の三 (略)

2 (略)

3 第五十六条の二第三項から第五項までの規定は、 家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。

4

(福祉事業)

第九十八条 組合又は連合会の行う福祉事業は、次に掲げる事業とする。

理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援その他の組合員等の健康の保持増進のために必要な事業 のを除く。) 組合員及びその被扶養者(以下この号及び第三項において「組合員等」という。)の健康教育、 健康相談及び健康診査並びに健康管 (次号に掲げるも

の二 高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導 条の二において「特定健康診査等」という。) (第九十九

組合員の保養若しくは宿泊又は教養のための施設の 経営

三 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

五四 組合員の貯金の受入れ又はその運用

組合員の臨時の支出に対する貸付け

組合員の需要する生活必需物資の供給

七 六 その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

前各号に掲げる事業に附帯する事業

2 適切かつ有効に行うものとする。 前項第一 号及び第 一号の二に掲げる事業を行うに当たつては、 高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の情報を活用

3 • 4 略

(社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託)

第百十四条の二 基金又は国民健康保険法 組合は、 次に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金法 (昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができ次に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払

一・二 (略)

る。

2

第五十条第一項に規定する短期給付の支給その他の財務省令で定める事務に係る組合員等に係る情報の利用又は提供に関する事務

第百十七条 (略)

2 (略)

3 当該職員は、 前二項の規定により質問又は検査をする場合には、 その身分を示す証票を携帯し、 関係人にこれを提示しなければならな

4 第一 項又は第二 項の質問又は検査の権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第百二十八条 忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。 第百十六条第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、 又は監査を拒み、妨げ、若しくは

○ 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)(抄)

療養の給付)

る世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、 市町村及び組合は、 被保険者の疾病及び負傷に関しては、 次の各号に掲げる療養の給付を行う。ただし、 この限りでない。 当該被保険者の属す

- 影雾
- 一 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2 (略)

3 規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。 労働省令で定める場合に該当するときは、 被保険者が第一 項の給付を受けようとするときは、 被保険者証を提出することを要しない。 以下同じ。 自己の選定する保険医療機関又は保険薬局)に被保険者証を提出して、 そのものについて受けるものとする。ただし、 (健康保険法第六十三条第三項第一号に

(保険医療機関等の責務)

第四十条 当たる場合の準則 規定する保険医又は保険薬剤師をいう。 保険医療機関若しくは保険薬局 については、 同法第七十条第一項及び第七十二条第一 以下同じ。 (以下「保険医療機関等」という。 が、 国民健康保険の療養の給付を担当し、 項の規定による厚生労働省令の例による。)又は保険医若しくは保険薬剤師 又は国民健康保険 (健康保険法第六十四条に の診療若しくは調剤に

2 (略)

(保険医療機関等の診療報酬)

第四十五条 (略)

2·3 (略)

する額の算定方法及び前項の定めに照らして審査した上、 市町村及び組合は、 保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があつたときは、 支払うものとする。 第四十条に規定する準則並びに第二項に規定

5 療報酬支払基金法 る都道府県、 できる。 市町村及び組合は、 市町村及び組合の数がその区域内の都道府県、 昭 和二十三年法律第百二十九号) 前項の規定による審査及び支払に関する事務を都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会 による社会保険診療報酬支払基金 市町村及び組合の総数の三分の二に達しないものを除く。)又は社会保険診 (以下「支払基金」という。) に委託することが (加入してい

6~8 (略)

(保険医療機関等の報告等)

第四十五条の二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 関等の開設者若しくは管理者、 その他の従業者 に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、 ついて設備若しくは診療録、 (開設者であつた者等を含む。 保険医、 帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 保険薬剤師その他の従業者であつた者)に対し出頭を求め、 療養の給付に関して必要があると認めるときは、 又は当該職員に関係者に対して質問させ、 保険医療機関等の開設者若しくは管理者、 (以下この項において「開設者であつた者等」という。) 保険医療機関等若しくは保険医療機 若しくは保険医療機関等 保険医、 保険薬剤師

- は、これを提示しなければならない。 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、 当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 かつ、 関係人の請求があるとき
- 3 項の規定による権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 5 (略)

(入院時食事療養費)

第五十二条

6 規定は、保険医療機関について受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。この場合において、これらの 規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、 第四十条、 第四十一 条、 第四十五条第三項から第八項まで及び第四十五条の二の

(入院時生活療養費)

第五十二条の二 (略

2

3 この場合において、 前条第三項から第五項までの規定は、 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、 これらの規定に関し必要な技術的読替えは、 保険医療機関について受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。 第四十条、 政令で定める。 第四十一条、 第四十五条第三項から第八項まで、第四十五条の二及び

保険外併用療養費

(略)

- 2 (略
- 3 険外併用療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、 第五十二条第三項から第五項までの規定は、 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、 保険医療機関等について受けた評価療養、 第四十条、 第四十一条、 第四十五条第三項から第八項まで、第四十五条の二及び 患者申出療養及び選定療養並びにこれらに伴う保 政令で定める。
- 4 (略)

(療養費)

第五十四条(

略

2 とする。ただし、 の限りでない。 者証を提出しなかつたことが、 市町村及び組合は、 当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、こ 被保険者が被保険者証を提出しないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、 緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、 療養の給付等に代えて、療養費を支給するもの 被保険

3·4 (略)

(訪問看護療養費)

第五十四条の二 (略)

2 (略)

3 けるものとする。 被保険者が指定訪問看護を受けようとするときは、 自己の選定する指定訪問看護事業者に被保険者証を提出して、 そのものについて受

4 用の額から、 減ぜられたときは、 訪問看護療養費の額は、 当該措置が採られたものとした場合の額とする。)を控除した額とする。 その額に第四十二条第一項各号の区分に応じ、 当該減ぜられた割合とする。)を乗じて得た額 当該指定訪問看護につき健康保険法第八十八条第四項の規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した費 同項各号に掲げる割合 (療養の給付について第四十四条第一 (第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合が 項各号の措置が採られるべきと

5~8 (略)

9 る準則に照らして審査した上、支払うものとする。 市町村及び組合は、 指定訪問看護事業者から訪問看護療養費の請求があつたときは、 第四項に規定する額の算定方法及び次項に規定す

10 · 11

12 びこれに伴う訪問看護療養費の支給について準用する。 健康保険法第九十二条第三項及び本法第四十五条第五項から第八項までの規定は、 この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、 指定訪問看護事業者について受けた指定訪問看護及 政令で定める。

(特別療養費)

第五十四条の三 市町村及び組合は、世帯主又は組合員がその世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている場合に に要した費用について、 おいて、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、 特別療養費を支給する。 当該世帯主又は組合員に対し、その療養

- 2 (略)
- 被保険者資格証明書を提出しなかつたことが、 給するものとする。 第一項に規定する場合において、 被保険者が被保険者資格証明書を提出しないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受け、 緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、 市町村及び組合は、 療養費を支
- 5 (略)

第五十八条 略

- 2 (略)
- 3 とができる。 市町村及び組合は、 第 項の保険給付及び前項の傷病手当金の支払に関する事務を国民健康保険団体連合会又は支払基金に委託するこ

(損害賠償請求権)

第六十四条

2 (略) (略)

3 康保険団体連合会であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。 市町村及び組合は、 第一 項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を第四十五条第五項に規定する国民健

特定健康診査等に要する費用の負担

第七十二条の五 を負担する。 診査等」という。) に要する費用のうち政令で定めるもの 二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導 国は、 政令で定めるところにより、 都道府県に対し、 (次項において 当該都道府県内の市町村による高齢者の医療の確保に関する法律第 「特定健康診査等費用額」という。)の三分の一に相当する額 (第八十二条第一項及び第八十六条において「特定健康

2 (略)

第八十二条 行うように努めなければならない。 |査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を 市町村及び組合は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、 健康教育、 健康相談及び健康

- 2 に行うものとする。 市町村及び組合は、 前項の事業を行うに当たつては、 高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の情報を活用し、 適切かつ有効
- 3 ために必要な事業、 市町村及び組合は、 被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。 被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事 業、 保険給付の
- 第一項及び前項の事業に支障がない場合に限り、 被保険者でない者にこれらの事業を利用させることができる。
- 5 効な実施を図るため、 厚生労働大臣は、 第一項の規定により市町村及び組合が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有 指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
- 6 前項の指針は、 健康増進法 (平成十四年法律第百三号)第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければなら

(準用規定)

第八十六条 第十六条、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一項、第二十七条から第三十五条まで及び第八十二条 道府県若しくは市町村又は組合を代表する者」と、 は代議員会の議員」と読み替えるものとする。 査等に係るものを除く。)の規定は、 連合会について準用する。この場合において、これらの規定中 「組合会」とあるのは 「総会又は代議員会」と、 「組合員」とあるのは 「組合会議員」とあるのは 「会員たる都 (特定健康診

(審査委員会の組織)

第八十八条 町村並びに組合 審査委員会は、 (以下「保険者」という。)を代表する委員並びに公益を代表する委員をもつて組織する。 都道府県知事が定めるそれぞれ同数の保険医及び保険薬剤師を代表する委員、 都道府県及び当該都道府県内の

- 2 委員は、都道府県知事が委嘱する。
- 3 なければならない。 前項の委嘱は、 保険医及び保険薬剤師を代表する委員並びに保険者を代表する委員については、 それぞれ関係団体の推薦によつて行わ

保健事業等に関する援助等)

第百四条 の提供その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。 び保健事業等の実施に係る市町村相互間の連絡調整を行うとともに、 療養の給付等に要する費用の 連合会及び指定法人は、 適正化のための事業その他の事業 国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、 (以下この条において「保健事業等」という。 保健事業等に関し、 市町村が行う第八十二条第一項及び第三項に規定する事 専門的な技術又は知識を有する者の派遣)に関する調査研究及 情報

(賦課決定の期間制限)

第百十条の二 ることとなつた日とする。)の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。 又は納入すべき期限をいい、 保険料の賦課決定は、 当該納期後に保険料を課することができることとなつた場合にあつては、当該保険料を課することができ 当該年度における最初の保険料の納期 (この法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付し

(資料の提供等)

第百十三条の二 世帯の世帯主の資産若しくは収入の状況又は国民年金の被保険者の種別の変更若しくは国民年金法の規定による保険料の納付状況につき 係者に報告を求めることができる。 官公署に対し、 市町村は、 必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、 被保険者の資格、 保険給付及び保険料に関し必要があると認めるときは、被保険者若しくは被保険者の属する 又は銀行、 信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関

2 (略)

(連合会又は支払基金への事務の委託)

第百十三条の三 保険者は、 第四十五条第五項 (第五十二条第六項、 第五十二条の二第三項、 第五十三条第三項及び第五十四条の二第十二

ることができる。 項において準用する場合を含む。)に規定する事務のほか、 次に掲げる事務を第四十五条第五項に規定する連合会又は支払基金に委託す

- (略)
- 係る情報の利用又は提供に関する事務 第四章の規定による保険給付の実施、 項又は第二項の規定による保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に
- 2 (略)

○ 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)(抄)

(被保険者の資格)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

- 定めるもの(以下「厚生年金保険法に基づく老齢給付等」という。)を受けることができる者を除く。以下「第一号被保険者」という 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて次号及び第三号のいずれにも該当しないもの 九年法律第百十五号)に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で (厚生年金保険法 (昭和二
- 二 厚生年金保険の被保険者(以下「第二号被保険者」という。)
- 第二号被保険者の配偶者であつて主として第二号被保険者の収入により生計を維持するもの 被扶養配偶者」という。)のうち二十歳以上六十歳満のもの (以 下 「第三号被保険者」という。) (第二号被保険者である者を除く。以下
- 2 · 3 (略)

(資格取得の時期)

又は第五号のいずれかに該当するに至つた日に、それぞれ被保険者の資格を取得する。 かに該当するに至つた日に、二十歳未満の者又は六十歳以上の者については第四号に該当するに至つた日に、 前条の規定による被保険者は、 同条第一項第二号及び第三号のいずれにも該当しない者については第一号から第三号までのいずれ その他の者については同号

·二 (略)

 \equiv 厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者でなくなつたとき。

四・五 (略)

(資格喪失の時期)

第九条 項第二号若しくは第三号に該当するに至つたとき又は第三号から第五号までのいずれかに該当するに至つたときは、その日)に、被保 第七条の規定による被保険者は、 次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日 (第二号に該当するに至つた日に更に第七条第

一~三 (略)

険者の資格を喪失する。

厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者となつたとき (第七条第一項第二号又は第三号に該当するときを除く。

五・六 (略)

○ 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

(略)

のを除く。以下この号において同じ。)の収入により生計を維持するものをいう。 ないもの(以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。)を除く。)で主として組合員 規定による被保険者をいう。)及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者となら 被扶養者 次に掲げる者(後期高齢者医療の被保険者 (高齢者の医療の確保に関する法律 (短期給付に関する規定の適用を受けないも (昭和五十七年法律第八十号)第五十条の

租合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のも

その父母及び子で、 組合員の配偶者で届出をしていないが、 組合員と同一の世帯に属するもの 事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後における

三~六 (略) (略)

2 \ 4

標準報酬

第四十三条 (略)

2

3 項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし 律第七十号)第四十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、前 当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額は、 短期給付等事務に関する前項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法 同条の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬 (大正十一年法

月額を超えてはならない。

療養の給付)

第五十六条 組合は、 組合員の公務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行う。

薬剤又は治療材料の支給

三 処置、 手術その他の治療

居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五. 四 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2 (略)

療養の機関及び費用の負担

第五十七条 組合員は、 前条第一 項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、 次に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。

組合の経営する医療機関又は薬局

組合員 (国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合 (以下「国の組合」という。) の組合員及び私立学校教

う。 職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者)を含む。)に対し療養を行う医療機関又は薬局で組合員の療養について組合が契約しているもの (以下「私学共済制度の加入者」とい

保険医療機関又は保険薬局 (健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。 以下同じ。)

2~7 (略)

(入院時食事療養費)

第五十七条の三 組合員(特定長期入院組合員を除く。以下この条において同じ。)が公務によらない病気又は負傷により、第五十七条第 項各号に掲げる医療機関から第五十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて食事療養を受けたときは、 その食事療養に要した費

2~6 (略)

用について入院時食事療養費を支給する。

(入院時生活療養費)

第五十七条の四 項第五号に掲げる療養の給付と併せて生活療養を受けたときは、 特定長期入院組合員が公務によらない病気又は負傷により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関から第五十六条第 その生活療養に要した費用について入院時生活療養費を支給する。

2 · 3 (略)

(保険外併用療養費)

第五十七条の五 」という。) から評価療養、 組合員が公務によらない病気又は負傷により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局 患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。 (以下「保険医療機関等

(訪問看護療養費)

2 { 4

(略)

第五十八条の二 組合員が公務によらない病気又は負傷により、 認めたときは、 訪問看護事業者」という。)から同項に規定する指定訪問看護 その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。 健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者 (以 下 「指定訪問看護」という。)を受けた場合において、 組合が必要と (以 下

⊿〜7 (略

(家族療養費)

第五十九条

2 6

(略)

第五十七条の三第六項並びに第五十八条第一項及び第二項の規定は、 家族療養費の支給について準用する。

9 (略)

(家族訪問看護療養費

(略)

第五十九条の三 (略)

4 (略) 3 2

第五十八条の二第三項から第五項までの規定は、

家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。

(福祉事業)

第百十二条 組合(市町村連合会を含む。以下この条において同じ。)は、 ができる。 組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行うこと

理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援その他の組合員等の健康の保持増進のために必要な事業 ものを除く。) 組合員及びその被扶養者(以下この号及び第四項において「組合員等」という。)の健康教育、 健康相談及び健康診査並びに健康管 (次条に規定する

の二 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

三 組合員の貯金の受入れ又はその運用

組合員の利用に供する財産の取得、

管理又は貸付け

組合員の臨時の支出に対する貸付け

六 五 四 組合員の需要する生活必需物資の供給

その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

2

- 3 有効に行うものとする。 組合は、 第一項第一号に掲げる事業を行うに当たつては、 高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の情報を活用し、 適切かつ
- 4~6 (略)

第百十二条の二 指導(次項及び第百十三条の二において「特定健康診査等」という。)を行うものとする。 組合は、 高齢者の 医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健

2 (略)

第百四十四条の二十八(略)

- 2 (略)
- 3 ない。 当該職員は、 前二項 の規定により質問又は検査をする場合には、 その身分を示す証明書を携帯し、 関係人にこれを提示しなければなら
- 4 第一項又は第一 一項の質問又は検査の権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

、社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託)

第百四十四条の三十三 酬支払基金又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。 組合は、 次に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金法 (昭和二十三年法律第百二十九号) による社会保険診療報

· | (略)

2

(略)

- 第五十三条第一項に規定する短期給付の支給その他の総務省令で定める事務に係る組合員等に係る情報の利用又は提供に関する事務
- 第百四十七条 若しくは忌避した者は、 第百四十四条の二十七第二項又は第四項の規定に違反して、 三十万円以下の罰金に処する。 報告をせず、 若しくは虚偽の報告をし、 又は監査を拒み、 妨げ
- 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(抄)

(公共法人等が受ける登記等の非課税)

第四条 国及び別表第二に掲げる者が自己のために受ける登記等については、 登録免許税を課さない。

附があるものに限る旨の規定がある登記等にあつては、 別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために受けるそれぞれ同表の第三欄に掲げる登記等 当該書類を添附して受けるものに限る。)については、 (同表の第四欄に財務省令で定める書類の添 登録免許税を課さない。

別表第三 非課税の登記等の表 (第四条関係)

名称	根拠法	非課税の登記等	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
八 国民健康保険組合及び	国民健康保険法(昭和三十三年法	一 (略)	
国民健康保険団体連合会	律第百九十二号)	二 国民健康保険法第八十二条第一項及び	
		第三項(保健事業)(同法第八十六条(
		準用規定)において準用する場合を含	
		む。)の事業の用に供する建物の所有権	
		の取得登記又は当該事業の用に供する土	
		地の権利の取得登記	
(略)	(略)	(略)	(略)

○ 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(抄)

(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

第三十条の十 号に掲げる場合にあつては、 により通知した都道府県知事が統括する都道府県 番号を利用することができる場合に限り、 機構保存本人確認情報 機構は、 次の各号の (第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、 個人番号については、 いずれかに該当する場合には、 提供するものとする。 (以下「通知都道府県」という。)の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対 当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人 政令で定めるところにより、本人確認情報を第三十条の七第一項の規定 住民票コードを除く。)を提供するものとする。 ただし、第一

理に関し求めがあつたとき。通知都道府県の区域内の市 町 村の 市町村長その他 の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるも Ō から同 表の 下 掲げる事務の処

二·三 (略)

通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供

第三十条の十二 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の区域内の 市町村の市町村長その他の執行機関に対し、

号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、 を提供するものとする。ただし、 第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番別に対し、機構保存本人確認情報(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。 提供するものとする。

以外の都道府県の 都道 府県知事を経て同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるもの

から

通

知都道府県

二·三 (略)

(略)

別表第二 (第三十条の十関係)

(略)				五の二十六 市町村長	(略)	の執行機関	提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他
(略)	で定めるもの	百二十五条第一項の保健事業の実施に関する事務であつて総務省令	者医療給付の支給、同法第百四条第一項の保険料の徴収又は同法第	高齢者の医療の確保に関する法律による同法第五十六条の後期高齢	(略)		事務

別表第四 (第三十条の十二関係)

(略)	(略)
で定めるもの	
百二十五条第一項の保健事業の実施に関する事務であつて総務省令	
の徴収又は同法	
高齢者の医療の確保に関する法律による同法第五十六条の後期高齢	四の二十六 市町村長
(略)	(略)
	市町村長その他の執行機関
事務	提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の

 \bigcirc 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号)

目次

第一章 総則 (第一条—第七条)

第二章 医療費適正化の推進

第一節 医療費適正化計画等 (第八条—第十七条)

(略)

(略)

第四章 後期高齢者医療制度

第一節~第四節 (略)

第五節 保健事業 (第百二十五条)

第六節~第九節 (略)

附則 第五章~第八章 (略)

間の費用負担の調整、 の増進を図ることを目的とする。 健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、 条 この法律は、 国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画 後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、 高齢者の医療について、 国民の共同連帯の理念等に基づき、 もつて国民保健の向上及び高齢者の福祉 前期高齢者に係る保険者 の作成及び保険者による

第七条 この法律において「医療保険各法」とは、 次に掲げる法律をいう。

- 健康保険法 (大正十一年法律第七十号)
- 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
- 匹 国家公務員共済組合法 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号) (昭和三十三年法律第百二十八号)
- 地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号)
- 六 五 私立学校教職員共済法 (昭和二十八年法律第二百四十五号)
- 2 この法律において「保険者」とは、 び市町村(特別区を含む。以下同じ。)、国民健康保険組合、 医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。 健康保険組合、 都道府県及
- 3 •

(医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析等)

第十六条 厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計 関する情報について調査及び分析を行い、 その結果を公表するものとする。 画の作成、 実施及び評価に資するため、 次に掲げる事項に

(略)

- 法により提供しなければならない。 保険者及び後期高齢者医療広域連合は、 厚生労働大臣に対し、 前項に規定する調査及び分析に必要な情報を、 厚生労働省令で定める方
- 3 省令で定める方法により提供するよう求めることができる。 厚生労働大臣は、 必要があると認めるときは、 都道府県及び市町村に対し、 第一 項に規定する調査及び分析に必要な情報を、

(支払基金等への委託)

第十七条 二十九号)による社会保険診療報酬支払基金 険団体連合会(以下「国保連合会」という。)その他厚生労働省令で定めるものに委託することができる。 厚生労働大臣は、 前条第一項に規定する調査及び分析に係る事務の一部を社会保険診療報酬支払基金法 以下 「支払基金」という。)又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保 (昭和二十三年法律第百

(特定健康診査等基本指針)

第十八条 厚生労働大臣は、特定健康診査 な指針(以下「特定健康診査等基本指針」という。)を定めるものとする。 識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。 指導(特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、 (糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。) 及び特定保健 以下同じ。)の適切かつ有効な実施を図るための基本的 保健指導に関する専門的知

- 2 特定健康診査等基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 特定健康診査及び特定保健指導 (以下「特定健康診査等」という。) の実施方法に関する基本的な事項
- 一 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項
- 前二号に掲げるもののほか、次条第一項に規定する特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項

3~5 (略)

(特定健康診査)

を行うものとする。 十六条第二項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けたときは、この限りでない。 保険者は、 ただし、 特定健康診査等実施計画に基づき、 加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、 厚生労働省令で定めるところにより、四十歳以上の加入者に対し、 その結果を証明する書面の提出を受けたとき、又は第二 特定健康診査

(特定保健指導)

第二十四条 保険者は、 特定健 康診 査等実施計画に基づき、 厚生労働省令で定めるところにより、 特定保健指導を行うものとする。

秘密保持義務)

若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、 第二十八条の規定により保険者から特定健康診査等の実施の委託を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員) その実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

(広域連合の設立)

第四十八条 除く。)を処理するため、 市町村は、後期高齢者医療の事務 都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」と (保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を

(診療録の提示等)

いう。)を設けるものとする。

第六十一条 は手当を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた診療、 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 後期高齢者医療給付に関して必要があると認めるときは、 薬剤の支給又は手当に関し、報告若しくは診療録、 医師、 歯科医師、 帳簿書類その他の 薬剤師若しく

物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

- 2 院時食事療養費、 訪問看護の内容に関し、報告を命じ、 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 療養費、 訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であつた者に対し、 入院時生活療養費、 保険外併用療養費、 必要があると認めるときは、 又は当該職員に質問させることができる。 療養費、 訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に係る診療: 療養の給付又は入院時食事療養費、 入院時生活療養費、 当該療養の給付若しくは入 調剤又は指定 保険外併用療
- 3 れを提示しなければならない。 前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 カュ つ、 関係人の請求があるときは、
- 第一項及び第二項の規定による権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

療養の給付)

第六十四条 保険者資格証明書の交付を受けている間は、 後期高齢者医療広域連合は、 被保険者の疾病又は負傷に関しては、 この限りでない 次に掲げる療養の給付を行う。 ただし、 当該被保険者が被

- 診察
- 一薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療

- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 2 (略)
- 3 厚生労働省令で定める場合に該当するときは、 被保険者が第一 項の給付を受けようとするときは、 被保険者証を提出することを要しない。 自己の選定する保険医療機関等に被保険者証を提出して受けるものとする。
- 4~6 (略)
- ととした場合には、 厚生労働大臣は、 理由を付して、その旨を当該申出を行つた者に速やかに通知するものとする。 第五項の規定により第二項第四号の申出について検討を加え、 当該申出に係る療養を患者申出療養として定めないこ

(保険医療機関等の報告等)

第七十二条 あつた者等を含む。)に対し出頭を求め、 くは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、 の開設者若しくは管理者、保険医等その他の従業員であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対し報告若し 帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 又は当該職員に関係者に対して質問させ、 療養の給付に関して必要があると認めるときは、 保険医療機関等の開設者若しくは管理者、 若しくは保険医療機関等について設備若しくは診療 保険医療機関等若しくは保険医療機関等 保険医等その他の従業者 (開設者で

- 2 る権限について、 第六十一条第三項及び第六十六条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第六十一条第四項の規定は前項の規定によ 準用する。
- 3 (略)

(入院時食事療養費)

第七十四条 (略)

2~9 (略)

10 機関等について受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。 な技術的読替えは、 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、 政令で定める。 第六十六条、 第七十条第二項から第七項まで及び第七十二条の規定は、 この場合において、 これらの規定に関し必要 保険医療

(入院時生活療養費)

第七十五条 (略)

2~6 (略)

七項までの規定は、 て、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、 保険医療機関等について受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。この場合におい 第六十六条、 第七十条第二項から第七項まで、 第七十二条及び前条第五項から第

(保険外併用療養費)

第七十六条 (略)

2~5 (略)

6 支給について準用する。 から第七項までの規定は、 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、 この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、 保険医療機関等について受けた評価療養、 第六十六条、 第七十条第二項から第七項まで、第七十二条及び第七十四条第五項 患者申出療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の 政令で定める。

7 (略)

(療養費)

第七十七条 (吹

(略

2 するものとする。 被保険者証を提出しなかつたことが、 後期高齢者医療広域連合は、 ただし、 当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。 被保険者が被保険者証を提出しないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において 緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、 療養の給付等に代えて、 療養費を支給

3 · 4 (略)

(訪問看護療養費)

態にある被保険者 に規定する訪問看護事業をいう。 十八条 後期高齢者医 (主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。)に対し 療広域連合は、)を行う事業所により行われる訪問看護 被保険者が指定訪問看護事業者から当該指定に係る訪問看護事業 (疾病又は負傷により、 居宅において継続して療養を受ける状 (健康保険法第八十八条第一 項

という。 に保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。 その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上)を受けたときは、 当該被保険者に対し、 当該指定訪問看護に要した費用について、 の世話又は必要な診療の補助をいう。以下「指定訪問看護」 訪問看護療養費を支給する。

2 (略)

3 被保険者が指定 11 (略) 訪問看護を受けようとするときは、 自己の選定する指定訪問看護事業者に被保険者証を提出して受けるものとする。

(報告等)

第八十一条 業所の看護師その他の従業者若しくは指定訪問看護事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、 者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、 訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者であつた者(以下この項において「指定訪問看護事業 しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 訪問看護療養費の支給に関して必要があると認めるときは、 指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る事 指定訪問看護事業者又は指定 若

3 れる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。 都道府県知事は、 第六十一条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、 指定訪問看護事業者につきこの法律の規定による指定訪問看護に関し健康保険法第九十五条の規定による処分が行わ 同条第四項の規定は前項の規定による権限につい て、 準用する。

2 第八十二条 この場合において必要な技術的読替えは、 七十八条第八項において準用する場合を含む。)、第七十六条第二項、第七十八条第三項、第七十九条第二項、 等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十五条、 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。 後期高齢者医療広域連合は、 被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関 政令で定める。 当該被保険者に対し、その療養に要した費用について、 第六十六条、 第七十条第二項、 第七十二条、 第八十条及び前条の規定 第七十四条第七項 特別療養費を支給する。

3 (略)

4 保険者資格証明書を提出しなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、 項に規定する場合において、 被保険者が被保険者資格証明書を提出しないで保険医療機関等につい 後期高齢者医療広域連合は、 て診療又は薬剤の支給を受け

養費を支給するものとする。

5 (略)

保険料)

第百四条 を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。 市町村は、 後期高齢者医療に要する費用 (財政安定化基金拠出金及び第百十七条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用

- 働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する被保険者の保険料については、 その他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額 によつて課する。 の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課することができる。 前項の保険料は、 。ただし、 後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、 当該後期高齢者医療広域連合の区域のうち、 後期高齢者医療広域連合の全区域にわたつて均一の保険料率であること 離島その他の医療の確保が著しく困難である地域であつて厚生労 政令で定める基準に従い別に後期高齢者医療広域連合
- 3 用の予定額、 に要する費用の予想額、 一年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。 前項の保険料率は、 被保険者の所得の分布状況及びその見通し、 療養の給付等に要する費用の額の予想額、 第百十六条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額、 国庫負担並びに第百条第一 財政安定化基金拠出金及び第百十七条第二項の規定による拠出金の 項の後期高齢者交付金等の額等に照らし、 保健事業に要する費 納付

第百二十五条 疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければ 後期高齢者医療広域連合は、 高齢者の心身の特性に応じ、 健康教育、 健康相談、 健康診査及び保健指導並びに健康管理及び

2 る。 後期高齢者医療広域連合は、 前項に規定する事業を行うに当たつては、 第十六条第二項の情報を活用し、 適切かつ有効に行うものとす

3 地域支援事業を行う市町村及び保険者との連携を図るものとする。 後期高齢者医療広域連合は、 第一 項に規定する事業を行うに当たつては、 介護保険法第百十五条の四 +五第 項 、及び第一 二項 の規定によ

4 (略)

5 かつ有効な実施を図るため、 厚生労働大臣は、 第 項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な事業に関して、 指針の公表、 情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。 その

6 れ たもの 項 の指 でなけ は、 れ ばならない。 健康增進法第九 条第 項 、に規定する健康診査等指針及び介護保険法第百十六条第一 項に規定する基本指針 と調和が

保健事業等に関する援助等)

第百三十一条 関する調査研究及び保健事業等の実施に係る後期高齢者医療広域連合間の連絡調整を行うとともに、 知識を有する者の 指定法人は、 後期高齢者医療給付に要する費用の適正化のための事業その他の事業 派遣、 情報の提供その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。 後期高齢者医療の運営の安定化を図るため、 後期高齢者医療広域連合が行う第百二十五条第 (以下この条において 保健事業等に関し、 「保健事業等」という。)に 一項及び第四項に 専門的な技術又

国及び地方公共団体の措置

ずるよう努めなけ 国及び地方公共団体は、 れば ならない。 前 1条の規定により指定法人が行う事業を促進するために必要な助 言 情 報 の提供その 他 0 措置を講

報告の徴収等)

- 第百三十四条 認めるときは、 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、 後期高齢者医療広域連合又は市町村について、この法律を施行するために必要があると 又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。
- 2 等の額の算定に関して必要があると認めるときは、その業務に関する報告を徴し、 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 保険者 (国民健康保険にあつては、 都道府県) 又は当該職員に実地にその状況を検査させることがで に対し、 前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金
- 3 第六十一条第三項 の規定は前二項の規定による検査について、 同条第四項の規定は前二項の規定による権限につい て、 準用する。

(被保険者等に関する調査)

- 第百三十七条 の提出若しくは提示を命じ、 後期 配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者に対し、 高齢者医療広域連合は、 又は当該職員に質問させることができる。 被保険者の資格、 後期高齢者医療給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、 文書その 被保険
- 2 町村は、 保険 料の徴収に関して必要があると認めるときは、 被保険者、 被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主そ

の他その世帯に属する者又はこれらであつた者に対し、 できる。 文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、 又は当該職員に質問させることが

3 第六十一条第三項の規定は前二項の規定による質問について、 同条第四項の規定は前 二項の規定による権限について、 準用する。

(支払基金の業務

第百三十九条 支払基金は、 げる業務を行う。 社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務のほか、 第一条に規定する目的を達成するため、 次に掲

- 保険者 (国民健康保険にあつては、 都道府県。次条を除き、以下この章において同じ。)から前期高齢者納付金等を徴収し、 保険者
- に対し前期高齢者交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務

後期高齢者医療広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務

第一条に規定する目的の達成に資する事業を行う

3 前二項に規定する業務は、 高齢者医療制度関係業務という。

区分経理

2

支払基金は、

前項の業務に支障のない限りにおいて、

厚生労働大臣の認可を受けて、

保険者から後期高齢者支援金等を徴収し、

ことができる。

第百四十三条 支払基金は、 に係る経理と区分して、 特別の会計を設けて行わなければならない。 高齢者医療制度関係業務に係る経理については、 第百三十九条第一項各号に掲げる業務ごとに、その他の業務

(財務諸表等)

第百四十五条 支払基金は、 う。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、 高齢者医療制度関係業務に関し、 毎事業年度、 財産目録、 その承認を受けなければならない。 貸借対照表及び損益計算書 (以 下 「財務諸表」とい

2 (略)

3

般 諸 の閲覧に供しなければならない。 表及び附属明細 支払基金は、 第一 書並びに前項の事業報告書、 項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、 決算報告書及び監事の意見書を、 遅滞なく、 各事務所に備えて置き、 財務諸表又はその要旨を官報に公告し、 厚生労働省令で定める期間、 かつ、財務

(利益及び損失の処理)

第百四十六条 に関し、 の額は、 積立金として整理しなければならない。 毎事業年度、 支払基金は、 損益計算において利益を生じたときは、 高齢者医療制度関係業務 (第百三十九条第二項に規定する業務を除く。 前事業年度から繰り越した損失をうめ、 次項及び次条第一項において同じ。 なお残余があるときは、その残余

- 2 て整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。 支払基金は、 高齢者医療制度関係業務に関し、毎事業年度、 損益計算において損失を生じたときは、 前項の規定による積立金を減額し
- 3 齢 者交付金を交付する業務及び同項第二号に規定する後期高齢者医療広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務又は同条第1 支払基金は、予算をもつて定める金額に限り、 第一項の規定による積立金を第百三十九条第一項第一号に規定する保険者に対し 前 一項の 期高

規定により認可を受けて行う業務に要する費用に充てることができる。

(政府保証)

第百四十八条 会の議決を経た金額の範囲内で、 ることができる。 前条の規定による支払基金の長期借入金、 政府は、 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律 支払基金による前期高齢者交付金及び後期高齢者交付金の円滑な交付のために必要があると認めるとき 短期借入金又は債券に係る債務について、 (昭和二十一年法律第二十四号) 第三条の規定にかかわらず、 必要と認められる期間の範囲において、 保証す 玉

報告の徴収等)

第百五十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 その状況を検査させることができる。 高齢者医療制度関係業務に関し必要があると認めるときは、 ただし、 受託者に対しては、 支払基金又は第百四十条の規定による委託を受けた者 当該受託業務の範囲内に限る。 その業務又は財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地に (以下「受託者」という。) につ

第六十一条第三項の規定は前項の規定による検査について、 同条第四項の規定は前 項の規定による権限について、 準用する。

3 (略)

(国保連合会の業務)

第百 六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。)の規定により後期高齢者医療広域連合から委託を受けて行う療養の給 五十五条 国保連合会は、 国民健· |康保険法の規定による業務のほか、 第七十条第四項 (第七十四条第十項、 第七十五条第七項、

付に要する費用並 びに入院時食事療養費、 入院時生活療養費、 保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払の業務

- 国保連合会は、 前項に規定する業務のほか、 後期高齢者医療の円滑な運営に資するため、 次に掲げる業務を行うことができる。
- 第五十八条第三項の規定により後期高齢者医療広域連合から委託を受けて行う第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納の事務

前号に掲げるもののほか、後期高齢者医療の円滑な運営に資する事業

(研究開発の推進)

第百五 る者に使用させることを目的とするものの研究開発の推進に努めなければならない。 開発並びに高齢者の日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具のうち、 山十八条 国は、 保健事業の健全かつ円滑な実施を確保するため、高齢者の心身の特性に応じた看護その他の医療、 疾病、 負傷等により心身の機能が低下してい 機能訓練等の研究

(賦課決定の期間制限)

第百六十条の二 きることとなつた日とする。)の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。 又は納入すべき期限をいい、 保険料の賦課決定は、 当該納期後に保険料を課することができることとなつた場合にあつては、 当該年度における最初の保険料の納期 (この法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付 当該保険料を課することがで

(支払基金等への事務の委託)

- 第百六十五条の二 条第八項において準用する場合を含む。 健事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の収集又は整理に関する事務 第五十六条に規定する後期高齢者医療給付の実施、 後期高齢者医療広域連合は、第七十条第四項(第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八)に規定する事務のほか、次に掲げる事務を支払基金又は国保連合会に委託することができる。 第百四条第一項の規定による保険料の徴収、 第百二十五条第一項の規定による保
- 係る情報 第五十六条に規定する後期高齢者医療給付の実施、 利用又は提供に関する事務 第百四条第 項の規定による保険料の徴収その他 一の厚生労働省令で定める事務に
- 同 して委託するものとする。 後期高齢者医療広 域連合は、 前項の規定により同項各号に掲げる事務を委託する場合は、 他 の後期高齢者医療広域連合及び保険者と共

2

第三十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに掲げる者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、
- 後期高齢者医療広域連合の職員又はその職にあつた者
- 後期高齢者医療診療報酬審査委員会若しくは後期高齢者医療審査会の委員、 国保連合会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた
- 第七十条第五項 (第七十四条第十項、 第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。)
- 兀 規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査を行う者又はこれを行つていた者 規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査を行う指定法人の役員、 第七十条第六項 (第七十四条第十項、 第七十五条第七項、 第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。) 職員又はこれらの職にあつた者

第百六十八条 員が次の各号のいずれかに該当するときは、 全国健康保険協会、 健康保険組合、 五十万円以下の罰金に処する。 国民健康保険組合、 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の役員、 清算人又は職

- 第百三十四条第二項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告をし、 又は同項の規定による検査を拒み、 妨げ、 若しくは忌避し
- 出したとき。 第百四十二条の規定による報告若しくは文書その他の物件の提出をせず、 又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提
- 2 る検査を拒み、 支払基金又は受託者の役員又は職員が、 妨げ、 若しくは忌避したときは、 第百五十二条第一項の規定による報告をせず、 五十万円以下の罰金に処する。 若しくは虚偽の報告をし、 又は同項の規定によ

第百六十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 条の規定により通知を受けた後期高齢者医療広域連合その他の利害関係人に係る場合を除く。)。 くは検案をしなかつたとき 条第一項の規定による処分に違反して、出頭せず、 審査請求人若しくは関係者又は医師若しくは歯科医師が、 (後期高齢者医療審査会の行う審査の手続における請求人又は第百三十条の規定において準用する同法第百 陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、 正当な理由がなく第百三十条の規定において準用する国民健康保険法第百 又は診断若し
- 被保険者又は被保険者であつた者が、第六十一条第二項の規定により報告を命ぜられ、正当な理由がなくこれに従わず、 又は同 項の

規定による当該職員の質問に対して、 正当な理由がなく答弁せず、 若しくは虚偽の答弁をしたとき。

 \bigcirc 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 (平成元年法律第六十四号) 抄)

目次

第一章~第三章(略)

第四章 雑則 (第二十三条)

第五章 罰則(第二十四条)

附則

(目的)

第一 を生かしつつ、 おける医療及び介護の総合的な確保を促進する措置を講じ、 せて国民が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資することを目的とする。 条 この法律は、 地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、 国民の健康の保持及び福祉の増進に係る多様なサービスへの需要が増大していることに鑑み、 もって高齢者をはじめとする国民の健康の保持及び福祉の増進を図り、 地域における創意工夫 地域に あわ

○ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)(抄)

帳簿書類の提示等)

第二十四条 居宅サービス等に関し、 第二百八条において同じ。)に関して必要があると認めるときは、 ることができる。 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、 介護給付等 (居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。 次項及び 居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、 帳簿書類その他の物件の提示を命じ、 又は当該職員に質問させ その行った

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 必要があると認めるときは、 介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、 当該介

とができる 護給付等に係る居宅サー ビス等 (以 下 「介護給付等対象サービス」という。)の内容に関し、 報告を命じ、 又は当該職員に質問させるこ

- 3 れを提示しなければなら 一項の規定による質問を行う場合においては、 当該職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 カュ つ、 関係人の請求があるときは、
- 4 第一項及び第二項の規定による権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告等)

第百 者の事務所その他介護医療院の運営に関係のある場所に立ち入り、 療院の開設者等に対し出頭を求め、 他の従業者(以下「介護医療院の開設者等」という。 できる。 十四条の二 都道府県知事又は市町村長は、 又は当該職員に、 必要があると認めるときは、介護医療院の開設者、)に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、 介護医療院の開設者等に対して質問させ、 その設備若しくは診療録、 帳簿書類その他の物件を検査させることが 若しくは介護医療院、 介護医療院の管理者若しくは医師その 介護医療院の開設

- 2 第二十四条第三項の規定は、 前項の規定による質問又は立入検査について、 同条第四項の規定は、 前項の規定による権限につい て準用
- 3 医療院の開設者等に対し質問させ、 を都道府県知事に通知しなければならない。 項、 第一 第百十四条の五第三項又は第百十四条の六第 項の規定により、 介護医療院の開設者等に対し報告若しくは提出若しくは提示を命じ、 若しくは介護医療院に立入検査をさせた市町村長は、当該介護医療院につき次条、 一項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、 若しくは出頭を求め、 又は当該職員に介護 第百十四条の四第 その旨

地域支援事業)

第百十五条の四十五 防 ための施策を総合的 .所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。 ・日常生活支援総合事業」という。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援の 市町村は、 かつ一体的に行うため、 被保険者)を行うものとする。 (当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、 厚生労働省令で定める基準に従って、 第三項第三号及び第百十五条の四十九を除き、 地域支援事業として、 当該市 次に掲げる事業 町村の区域内に所在する 以下この章にお (以 下

居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者 〇 以 下 「居宅要支援被保険者等」という。)に対して、 次に掲げる事業

を行う事業(以下「第一号事業」という。)

- 厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、 当該居宅要支援被保険者等の居宅において、 (以下この項において「第一号訪問事業」という。) 厚生労働省令で定める基準に .従って
- 労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業 居宅要支援被保険者等の 介護予防を目的として、 厚生労働省令で定める施設において、 (以下この項において「第一号通所事業」という。) 厚生労働省令で定める基準に従って、 厚生
- として厚生労働省令で定めるものを行う事業(ニにおいて「第一号生活支援事業」という。) は第一号通所事業と一体的に行われる場合に効果があると認められる居宅要支援被保険者等の地域における自立した日常生活の支援 厚生労働省令で定める基準に従って、介護予防サービス事業若しくは地域密着型介護予防サービス事業又は第一号訪問事業若しく
- に基づき、 予防を目的として、 な援助を行う事業 居宅要支援被保険者等(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。 第一号訪問事 (以 下 厚生労働省令で定める基準に従って、 業、 「第一号介護予防支援事業」という。) 第一号通所事業又は第一号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要 その心身の状況、 その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択 \mathcal{O} 介護
- 被保険者 (介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業を除く。 (第一号被保険者に限る。) の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止 並のため 必要な事
- 場合においても、 事業を行うものとする。 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、 可能な限り、 地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる 被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった

2

- に関する総合的な情報の提供、 行う事業 被保険者の心身の状況、 その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、 関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を 保健医療、 公衆衛生、 社会福祉その他の関連施
- 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利 擁護のため必要な援助を行う事
- 保健医療及び福祉 常生活を営むことができるよう、 に関する専門的 ビスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他 包括的かつ継続的な支援を行う事業 知識 (を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サー この取組を を通じ、 当該被保険者が地域において自立した ビス計画 日の検証、 その心身の 状況
- 兀 るものとして厚生労働省令で定める事業 医療に関する専門的知識を有する者が、 (前号に掲げる事業を除く。) 介護サービス事業者、 居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進す

- 五. 係る体制 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは の整備その他のこれらを促進する事業 悪化の 防止に
- 又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化 の防 止 のための支援その 他 !の認知症である
- 3 市町村は、 次に掲げる事業を行うことができる。 介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、 厚生労働省令で定めるところにより、 地域支援事業と
- 介護給付等に要する費用の適正化のための事業
- 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
- 例適用被保険者を含む。 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者 の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業 (当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特
- 4 5 (略)

(基本指針)

第百十六条 厚生労働大臣は、 規定する総合確保方針に即し 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (平成元年法律第六十四号) (以下「基本指針」という。 第三条第一

2 { 4

)を定めるものとする。

(市町村介護保険事業計画

- 第百十七条 以下 「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。 市町村は、 基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画
- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 共同 介護給付等対象サー 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、 ビスを提供するため 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の ビスの種類ごとの量の見込み \mathcal{O} 施設の 整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サ

- 二 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護給付等に要する費用の適正化に関し、 被保険者の地域 における自立した日常生活の支援、 市町村が取り組むべき施策に関する事項 要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは 悪化の 防 此及び
- 四 前号に掲げる事項の目標に関する事項
- 3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、 次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策 保険給付に要する費用の額、 地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険
- 料の水準に関する中長期的な推計
- 兀 の他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る。)の円滑な提供を図るための事業に関する事 指定居宅サービスの事業、 指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間 \mathcal{O} 項 連 獲の 確 保に 関する事業そ
- 五. 関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るものに限る。)の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るため 事業に関する事項 指定介護予防サービスの事業、 指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間 0 連 護の 確保に
- 生活の支援のため必要な事項 療その他の医療との連携に関する事項、 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、 高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常 居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医
- 4 13 (略)

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析等)

第百十八条の二 厚生労働大臣は、 保持増進及びその有する能力の 維持向上に資するため、 市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、 次に掲げる事項に関する情 報につい て調査及び分析を行い、 実施及び評価並びに国民の その結果を公表する 健康の

· 二 (略)

ものとする。

2 市町村は、厚生労働大臣に対し、 前項に規定する調査及び分析に必要な情報を、 厚生労働省令で定める方法により提供しなければなら

3 省令で定める方法により提供するよう求めることができる。 厚生労働大臣は、 必要があると認めるときは、 都道府県及び市町村に対し、 第一 項に規定する調査及び分析に必要な情報を、 厚生労働

介護給付費交付金)

第百二十五条 付費交付金をもって充てる。 者負担率を乗じて得た額(以下「医療保険納付対象額」という。)については、 (昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)が市町村に対して交付する介護給 市町村の介護保険に関する特別会計において負担する費用のうち、 政令で定めるところにより、社会保険診療報酬支払基金 介護給付及び予防給付に要する費用の額に第二号被保険

2~4 (略)

(区分経理)

第百六十四条 ればならない。 支払基金は、 介護保険関係業務に係る経理については、 その他の業務に係る経理と区分して、 特別の会計を設けて行わなけ

(財務諸表等)

第百六十六条 (略)

2 (略)

3 般の閲覧に供しなければならない。 諸 支払基金は、 表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、 第一 項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、 決算報告書及び監事の意見書を、 遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、 各事務所に備えて置き、 厚生労働省令で定める期間、 かつ、財務

第二百六条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、 その違反行為をした者は、 五十万円以下の罰金に処する。

○ 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)(抄)

(社会保障審議会)

第七条
社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜三 (略)

機構法 号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 者福祉法 制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)、社会福祉法 五号)、国民年金法 法律第七十三号)**、** 百二十三号)、 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)、 (平成十九年法律第百九号)及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (昭和二十四年法律第二百八十三号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、心神 介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)、 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)、厚生年金保険法 (昭和三十四年法律第百四十一号) 、年金積立金管理運用独立行政法人法 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 、児童買春、 健康保険法 (平成十五年法律第百十号) 、介護保険法 (大正十一年法律第七十号)、 (昭和二十六年法律第四十五号) 、身体障害 (平成十六年法律第百五号) 、日本年金 児童ポルノに係る行為等の (平成十九年法律第百三十一 (昭和二十九年法律第百十 船員保険法 (平成九年法律第 (昭和十四年

2 (略

中央社会保険医療協議会)

第十四条 (昭和五十七年法律第八十号) 並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。 中央社会保険医療協議会については、社会保険医療協議会法 (昭和二十五年法律第四十七号) 及び高齢者の医療の確保に関する

○ 健康增進法(平成十四年法律第百三号)(抄)

(健康診査の実施等に関する指針)

第九条 康手帳(自らの健康管理のために必要な事項を記載する手帳をいう。)の交付その他の措置に関し、 の実施等に関する指針 厚生労働大臣は、 生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、 (以下「健康診査等指針」という。) を定めるものとする。 健康診査の実施及びその結果の 健康増進事業実施者に対する健康診 通知、

(略)

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成十四年法律第百五十三号) 抄

(利用者証明用電子証明書の発行)

 \bigcirc

証明利用者検証符号が当該利用者証明利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。 住民基本台帳に記録されている者は、 住所地市町村長を経由して、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書 以下同じ。)の発行の申 (利用者

請をすることができる。

 \bigcirc 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法 (平成二十三年法律第百二十六号)

(財務諸表等)

2 (略) 第三十条

(略)

3 般の閲覧に供しなければならない。 諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、 支払基金は、 第一 項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、 決算報告書及び監事の意見書を、 各事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、 かつ、財務

 \bigcirc 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号) 抄

(定義)

第二条 (略)

(抄

2~6 (略)

方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。 法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改 変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。 この法律において「個人番号カード」とは、 表示され、 の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。)により記録されたカードであって、この、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項(以下「カード記録事項」という。)が電磁的方法(電子的方法、磁気的 氏名、 住所、 生年月日、 性別、 個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真

8~15 (略)

(利用範囲)

第九条 番号を利用することができる。 に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、 に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、 別表第一の上欄に掲げる行政機関、 当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、 地方公共団体、 独立行政法人等その他の行政事務を処理する者 同様とする。 その者を含む。 第三項において同じ。)は、 及び管理するために必要な限度で個人 (法令の規定により同表の下 同表の下 ·欄

2~5 (略)

表第一 (第九条関係)

(略)	療広	五十	五十九	(略)
	域連合 (以下「後期高齢者医療広域連合」という。)	七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医	市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和	
(略)	で定めるもの	、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給	(略)